第一次所得収支	38,817	36,111	34,998
（対前年同月比）	（10.9）	（20.4）	（0.8）
第二次所得収支	−3,584	−4,447	−3,467
（対前年同月比）	（3.4）	（−4.2）	（−16.3）
経常収支	40,607	−2,481	27,371
（対前年同月比）	（48.4）	（—）	（20.2）
資本移転等収支	−422	−219	−77
直接投資	21,025	13,416	16,502
証券投資	52,386	−36,786	−12,799
金融派生商品	274	7,915	3,082
その他投資	−56,142	13,365	14,049
外貨準備	5,530	3,214	5,357
金融収支	23,073	1,125	26,191
誤差脱漏	−17,112	3,824	−1,104

（備考）①　四捨五入のため、合計に合わないことがある。
②　金融収支の符号は、＋は純資産（資産－負債）の増加、－は同減少を示す。

令和６年10～12月中国際収支状況（第２次速報）

財務省
（単位：億円、％）

項目	10月	11月	12月	10～12月
貿易・サービス収支	−2,393	3,868	652	2,127
（対前年同月〈期〉比）	（107.1）	（—）	（—）	（—）
貿易収支	−1,527	1,191	542	206
（対前年同月〈期〉比）	（−69.2）	（—）	（−59.3）	（—）
輸出	93,950	89,319	95,159	278,429
（対前年同月〈期〉比）	（3.1）	（2.9）	（−0.6）	（1.8）
輸入	95,477	88,128	94,617	278,223
（対前年同月〈期〉比）	（−0.6）	（−5.8）	（0.3）	（−2.0）
サービス収支	−866	2,677	111	1,922
（対前年同月〈期〉比）	（—）	（—）	（—）	（487.9）
第一次所得収支	32,644	34,489	13,233	80,367
（対前年同月〈期〉比）	（1.6）	（12.1）	（−3.4）	（4.9）
第二次所得収支	−4,968	−4,224	−2,423	−11,615
（対前年同月〈期〉比）	（47.1）	（46.9）	（−10.4）	（29.6）
経常収支	25,283	34,133	11,463	70,879
（対前年同月〈期〉比）	（−8.3）	（62.7）	（27.5）	（23.1）
資本移転等収支	36	−146	−185	−295
直接投資	19,149	23,636	31,164	73,950
証券投資	−124,256	−14,819	33,979	−105,096
金融派生商品	3,058	9,632	9,846	22,535
その他投資	118,631	−1,124	−59,313	58,194
外貨準備	2,072	7,061	6,777	15,910
金融収支	18,653	24,385	22,453	65,492
誤差脱漏	−6,665	−9,602	11,175	−5,092

（備考）①　四捨五入のため、合計に合わないことがある。
②　金融収支の符号は、＋は純資産（資産－負債）の増加、－は同減少を示す。

公告

諸事項

登録個別信用購入あつせん業者の営業の廃止に関する公示

割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の３の23の登録をした者から、法第35条の３の35において準用する法第26条第１項の規定に基づく営業廃止の届出があったので、法第35条の３の35において準用する法第24条の規定及び割賦販売法施行規則（昭和36年通商産業省令第95号）第103条において準用する同規則第25条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和７年４月17日　　関東経済産業局長　佐合　達矢

名称	Crezit株式会社
本店の所在地	東京都渋谷区代々木１丁目21番５―403号ＭＵＳＩＫ北参道
登録番号	関東（個）第111号
営業廃止年月日	令和７年２月28日

登録個別信用購入あつせん業者の営業の廃止に関する公示

割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の３の23の登録をした者から、法第35条の３の35において準用する法第26条第１項の規定に基づく営業廃止の届出があったので、法第35条の３の35において準用する法第24条の規定及び割賦販売法施行規則（昭和36年通商産業省令第95号）第103条において準用する同規則第25条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和７年４月17日　　関東経済産業局長　佐合　達矢

名称	株式会社ニューアート・フィンテック
本店の所在地	東京都中央区銀座一丁目15番２号
登録番号	関東（個）第101号―２
営業廃止年月日	令和７年３月15日

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年４月17日
中国地方整備局長　林　　正道

1　処分をした年月日　令和７年３月27日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社リーバン　大谷　　訓　島根県松江市宍道町伊志見71―19　国土交通大臣許可（般―５）第29100号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気通信工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　令和７年３月24日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。